

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第7号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p>第3条 <u>平成24年度から平成26年度までの各</u>年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>23,924円</u></p> <p>令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>23,924円</u></p> <p>令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>39,873円</u></p> <p>令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>53,163円</u></p> <p>次のいずれかに該当する者 年額 <u>60,075円</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第3条 <u>平成21年度から平成23年度までの各</u>年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>25,126円</u></p> <p>令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>25,126円</u></p> <p>令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>37,689円</u></p> <p>令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>50,252円</u></p> <p>次のいずれかに該当する者 年額 <u>56,785円</u></p>

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 年額 66,454円

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 年額 79,745円

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 年額 93,036円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）に該当する者を

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 年額 62,815円

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

次のいずれかに該当する者 年額 75,378円

ア <省略>

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

除く。)	
— 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>98,352円</u>	— 前各号のいずれにも該当しない者 年額 <u>87,941円</u>
2 <省略>	2 <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

- 3 次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

新条例第3条第1項第3号に該当する者のうち、令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者 年額 32,962円

新条例第3条第1項第4号に該当する者のうち、令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者 年額 46,784円